

平成 30 年度諮問（情）第 2 号  
答申（情）第 75 号

「特定個人の境界確認申請書等の公文書非開示決定（存否応答拒否）及び境界同意についての回議書ほか 2 件の公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

## 第1 審査会の結論

- 1 栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った、特定個人の境界確認申請書等に対する公文書非開示決定（存否応答拒否）は妥当である。
- 2 実施機関が行った、境界同意についての回議書ほか2件の公文書部分開示決定のうち、次表に掲げる部分は開示すべきである。

公文書の名称	審査会が開示すべきと判断した部分
〇〇他3名所有権確認等調停事件に関する宇都宮土木事務所関係の経過書の作成及び提出について（平成10年12月1日決裁回議書）	○標題の法人名称 ○添付された境界協定関係経過書（1～4）に記載されている法人の住所・法人名称及び法人代表者の氏名 ○添付された境界協定書（原本）の相違点（1～2）に記載されている法人の住所・法人名称及び法人代表者の氏名
昭和59年2月16日復命書（主要地方道真岡高根沢線（宇都宮市上箆谷地内））に隣接する境界確定について	○復命書に記載されている法人の名称
境界同意について（（国）408号）（宇土第250885号）（平成26年3月11日決裁回議書）	○当該判決書に記載されている下記を除く全ての部分 ・特定の個人の住所、氏名、電話番号、印影等、特定の個人を識別することができる情報 ・事件番号 ・判決の言渡の日付、口頭弁論の日付、判決書正本証明の日付等、訴訟事件を特定できる情報

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書の開示請求

- (1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、平成30(2018)年2月13日付けで、次のとおり公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (2) 本件開示請求の内容

ア ○○○○境界確認申請（昭和56年11月16日）の原本及びその関

- 係書類（以下「本件開示請求1」という。）
- イ 境界協定関係経過書(回議書、相違点含む)(平成10年11月30日作成)（以下「本件開示請求2」という。）
- ウ 昭和59年2月16日復命書（以下「本件開示請求3」という。）
- エ 平成26年3月11日付境界同意書に関する書類（以下「本件開示請求4」という。）

## 2 本件開示請求に対する実施機関の処分

### (1) 本件開示請求1について

実施機関は、本件開示請求1に対応する公文書（以下「本件公文書1」という。）の存否を回答することは、条例第7条第2号に規定する非開示情報（個人に関する情報）を開示することになるため、条例第10条に該当し、本件公文書1の存否を回答することができない旨の理由を付して、平成30(2018)年2月27日付けで、条例第11条第2項の規定に基づく公文書非開示決定（以下「本件処分1」という。）を行った。

### (2) 本件開示請求2、3、4について

実施機関は、本件開示請求2、3、4に対して、それぞれに対応する公文書（以下、本件開示請求2に対応する公文書を「本件公文書2」、本件開示請求3に対応する公文書を「本件公文書3」、本件開示請求4に対応する公文書を「本件公文書4」という。）を特定し、平成30(2018)年2月27日付けで、条例第11条第1項の規定に基づき、それぞれ部分開示決定（以下、本件公文書2に係る部分開示決定を「本件処分2」、本件公文書3に係る部分開示決定を「本件処分3」、本件公文書4に係る部分開示決定を「本件処分4」という。）を行った。

## 3 審査請求

審査請求人は、上記にある本件処分1～4を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成30(2018)年5月23日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 4 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、平成30(2018)年7月26日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

### 2 審査請求の理由等

審査請求書によると、次のとおりである。

- 本件処分は、情報収集活動が公権力によって妨げられないという日本国憲法第 21 条の規定に違反しており、違法である（以下「審査請求人の主張 1」という。）。
- 本件開示請求の対象公文書は、現在係争中の平成〇年（〇）第〇〇号〇〇〇〇〇〇〇〇〇請求事件の重大なる証拠であり、本件処分により、審査請求人は、法的権利又は利益を侵害されている（以下「審査請求人の主張 2」という。）。

#### 第 4 実施機関の主張要旨

弁明書、意見聴取及び資料提供によると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分 1 について

###### (1) 本件公文書 1 の性質について

本件公文書 1 である境界確認申請書は、県が管理する道路・河川と隣接する土地を所有する個人や法人が、県と所有地の境界を確認する際に県に提出する文書である。

###### (2) 本件公文書 1 の条例第 7 条第 2 号該当性について

本件公文書 1 が示す特定の個人が知事に対し境界確認申請を行ったか否かという事実は、条例第 7 条第 2 号に規定する非開示情報（個人に関する情報）に該当する。

なお、当該土地の登記簿に境界確認の有無が記載されることはないため、本件公文書 1 は条例第 7 条第 2 号ただし書イに規定される公知の情報に該当しない。

###### (3) 本件公文書 1 の存否応答拒否について

本件開示請求 1 は、特定個人の境界確認申請に関する情報の開示を求めたものであるが、「非開示」として特定個人に係る境界確認申請書の存在を示せば、当該個人に係る境界確認申請手続が行われたことが明らかになる。一方、境界確認申請書が「不存在」と答えた場合には、境界確認申請手続が行われなかったことを答えることになる。

したがって、本件公文書 1 について、その存否を答えるだけで、特定個人に係る境界確認申請手続の有無という事実を答えたことと同様の結果になることから、条例第 10 条の規定に該当するとして、本件公文書 1 の存否を明らかにせず、その請求を拒否した。

##### 2 本件処分 2 について

###### (1) 本件公文書 2 の性質について

本件公文書 2 は、平成 10 (1998) 年当時に審査請求人と県管理道路を挟んだ土地所有者との間で行われた所有権の確認を目的とした調停に関連

して、宇都宮土木事務所職員が、宇都宮地方裁判所の裁判官から依頼を受けて平成10(1998)年11月30日に作成した回議書であり、宇都宮土木事務所長の決裁を受けた後、「境界協定関係経過書及び境界協定書（原本）の相違点」を宇都宮地方裁判所に提出した。

## (2) 本件処分2の理由について

本件公文書2に記載された情報のうち、個人の住所、氏名等は特定の個人が識別できる情報であって条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とした。

なお、個人に関する情報のうち、土地所有者の住所・氏名については、登記簿に掲載される公知の情報であるが、ア境界確認申請の申請人のように行為者が当時の登記簿上の名義人とは限らないもの、イ契約内容として記載された土地所有者の住所・氏名が、契約当時の登記簿上の記載とは異なるもの、ウ土地の表記が地番のみで対象の土地を特定できないものについては、登記簿の閲覧では所有者を確認できないか、または登記簿自体を閲覧できないことから、条例第7条第2号ただし書イに規定する「法令等の規定により公開される情報」には該当しないため、非開示としている。

また、本件公文書2に記載された法人等に関する情報については、原処分においては、法人の財産管理に関する情報又は法人の境界協定受託業務に関する具体的情報であって公開することにより法人に不利益を与えるおそれがあると判断し、条例第7条第3号イの規定により、法人の住所、法人名及び法人代表者の氏名を非開示とした。しかし、公開することにより法人等の権利利益を害するおそれがあるかどうかは、客観的に判断するものであり、審査請求を受けて、改めて法人等の性格、目的、事業活動における当該情報の位置づけを考慮して検討した結果、法人等の権利利益を害する具体的なおそれはなく、法的保護に値する蓋然性が極めて低いと判断し、当該法人等に関する情報を開示することとして、その旨を弁明書に明記した。

なお、記載されている法人等に関する情報のうち、測量会社のものについては、測量会社の業務として実施していることであり、開示により不利益となるおそれはないと判断した。

## 3 本件処分3について

### (1) 本件公文書3の性質について

本件公文書3は、審査請求人と県が境界協定書を結んだ昭和56年当時の状況を把握するために、当時、境界協定書の測量、及び県管理の道路を挟んだ隣接地所有者の土地を分筆するための測量を実施した測量会社

の土地家屋調査士を出席させて、栃木県庁土木部用地課で昭和59年2月16日に開催された打ち合わせについて、参加した宇都宮土木事務所職員が上司に報告するために作成したものである。

(2) 本件処分3の理由について

本件公文書3に記載された情報のうち、個人の氏名は特定の個人が識別できる情報であって条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示としているが、このうち土地所有者の氏名については、登記簿に掲載される公知の情報であるところ、土地の表記が地番のみで対象の土地を特定できず、登記簿を閲覧できないことから、条例第7条第2号ただし書イに規定する「法令等の規定により公開される情報」には該当しないため、非開示としている。

また本件公文書3に記載された法人等に関する情報については、本件処分2と同様、原処分においては非開示としたが、審査請求を受けて、改めて検討した結果、当該法人等に関する情報を開示することとし、その旨を弁明書に明記した。

#### 4 本件処分4について

(1) 本件公文書4の性質について

本件公文書4は、宇都宮市長が国道408号に隣接する土地の地図訂正及び土地の保存登記をするために、同国道を管理していた県に対して、平成26年2月14日付けで求めてきた境界同意についての回議書及びその添付書類である。対象公文書のうち1枚目、2枚目、10枚目は県が作成したものだが、それ以外は、宇都宮市が地図訂正を登記するための原因証書として準備した判決書（審査請求人と県管理道路を挟んだ土地の所有者との間で争われた所有権確認請求訴訟の判決書。以下「判決書」という。）を含め、宇都宮市で用意してきたものである。

(2) 本件処分4の理由について

本件公文書4に記載された情報のうち、境界同意書及び境界同意図に記載された隣接土地等所有者の住所または印影については、直接的に特定の個人が識別され、もしくは識別できる情報であること、又は特定の個人を識別することはできないが公開することにより、当該個人の権利利益を害するものと判断した。また、実測図及び現況測量図に記載されている土地家屋調査士の住所、氏名、印影及び電話番号は、直接的に特定の個人が識別され、もしくは識別できる情報であることから条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから非開示とした。

また、判決書については、裁判所における訴訟記録の閲覧は、条例に基づく情報公開制度とは趣旨及び目的を異にするものであることから、原処分においては、判決書全体が条例第7条第2号に規定する個人の情報であり、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能であることのみをもって、条例第7条第2号イに規定する法令等の規定により又は慣行として公開されている情報には該当しないものと判断し、非開示とした。

しかし、審査請求を受けて再度精査したところ、現在、裁判所ホームページには、裁判例情報を検索することができるシステムが備えられており、一般的な事件については、裁判所に出向かなくとも判決例を検索し、容易に閲覧できることから、判決書全体としては条例第7条第2号イに該当するものであると判断することとした。

ただし、検索システムの検索結果では、当事者の表示部分は掲載を省略し、固有名詞などは「A」「B」「C」等の記号に置き換えられ、プライバシーなどに配慮されているため、当該判決書に記載された個人の住所・氏名等の情報については、特定の個人を識別できる情報であること、また、当該判決書に記載された事件番号や判決年月日等は、訴訟事件を特定して裁判所での閲覧が容易になり、他の情報と併せることにより特定の個人が識別できる情報であることから、これらについては非開示を維持し、法人等の情報については、法人等の権利利益を害する具体的なおそれはなく、法的保護に値する蓋然性が極めて低いと判断されるため開示することとして、その旨を弁明書に明記した。

## 5 審査請求人の主張について

### (1) 審査請求人の主張1について

審査請求人は、憲法第21条が保証する表現の自由から導かれる「知る権利」を基に、「情報収集活動が公権力によって妨げられない」と主張しているものと考えられるが、どんな情報でも開示できるわけではなく、個人のプライバシー等の問題もあり、条例に基づいて適切に判断したと考えている。

### (2) 審査請求人の主張2について

実施機関としては、本件公文書1～4について、審査請求人が主張する訴訟の中で重大な証拠となるかどうかとは別に、条例第7条に規定する非開示情報への該当性だけを判断した。

## 第5 審査会の判断

### 1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全う

するようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、本件処分1～4について、以下のとおり判断するものである。

## 2 本件処分1について

本件開示請求1は、本件公文書1の開示を求めるものであり、実施機関は、その存否を答えるだけで、条例第7条第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第10条の規定に基づき、その存否を明らかにせず、開示請求を拒否する本件処分1を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分1の取消しを求め、実施機関は本件処分1を妥当としていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

### (1) 本件処分1の存否応答拒否について

#### ア 本件公文書1の性格について

条例第10条は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨規定している。

本件公文書1は、県が管理する道路と隣接する土地を所有する特定個人が、道路と所有地の境界を確認する目的で当該道路の管理者である県(宇都宮土木事務所)に提出した文書である。

したがって、特定個人に係る境界確認申請書の存否を答えるだけで、当該個人に係る境界確認申請手続が行われたという事実又は境界確認申請手続が行われなかった事実(以下「本件存否情報」という。)が明らかになることになる。

#### イ 非開示情報該当性について

次に、本件存否情報の非開示情報該当性について検討する。

#### (ア) 条例第7条第2号本文該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれのあるものについては、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する情



報を除き、これを非開示情報とする旨規定している。

本件存否情報は、特定個人が境界確認申請を行ったか否かという情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、条例第7条第2号本文に該当する。

#### (イ) 条例第7条第2号ただし書該当性について

条例第7条第2号ただし書では、「イ 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

##### a ただし書イについて

実施機関からの意見聴取によれば、特定個人が境界確認手続きを行い、その結果に基づいて何らかの登記が行われた場合でも、境界確認手続きが行われたかどうかはわかるような情報が登記簿に記載されることはなく、登記簿を閲覧することにより、どこで境界確認手続きが行われたかを類推されることは無い。

したがって、特定個人が境界確認手続きを行ったか否かという事実については、境界確認手続きを行った特定個人及び隣接する土地の所有者等、境界確認手続きの関係者以外の第三者が知ることはできない情報であると認められる。

よって、本件存否情報は、公知の事実とは言えず、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。

##### b ただし書ロについて

審査請求人は、本件公文書1を含む本件開示請求の対象公文書について、「現在係争中の平成○年(○)第○○号○○○○○○○○○○請求事件の重大なる証拠であり、本件処分により、審査請求人は、法的権利又は利益を侵害されている」と主張(審査請求人の主張2)しており、明示的ではないが、条例第7条第2号ただし書ロに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」への該当性を主張しているとも考えられる。

条例第7条第2号ただし書ロに該当するかどうかの判断は、非開示とすることによって保護される第三者の権利利益と開示されるこ

とによって確保される権利利益とを比較衡量することによって行うものである。

本件公文書1の記載内容に、審査請求人が係争中の事件の重大なる証拠が含まれるかは不明だが、特定個人の境界確認申請手続の有無という情報は、上記(ア)で述べたとおり個人に関する情報であることから、一般には、非開示とすることにより、プライバシー等の個人の権利利益の保護を図るべき情報であると考えられる。

したがって、何人も請求することができ、誰に対しても等しく開示を行うという公文書開示請求制度により、開示するまでの保護益はないと判断される。

よって、本件存否情報は、条例第7条第2号ただし書口に該当しない。

#### c ただし書ハについて

本件存否情報は、公務員の職務の遂行に係る情報ではなく、条例第7条第2号ただし書ハに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件存否情報は、条例第7条第2号ただし書に該当しない。

したがって、本件公文書1の存否を明らかにするだけで、条例第7条第2号の非開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、当該公文書の存在を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

### 3 本件処分2について

#### (1) 本件公文書2の性質について

本件公文書2は、平成10(1998)年当時に審査請求人と県管理道路を挟んだ土地所有者の間で行われた、所有権の確認を目的とした調停事件に関連して、宇都宮地方裁判所の裁判官から依頼を受けた宇都宮土木事務所職員が、依頼に基づく資料の作成と、宇都宮地方裁判所への提出について、平成10(1998)年12月1日に起案した回議書、及び依頼に基づいて作成した「境界協定関係経過書1～8」「境界協定書(原本)の相違点1～2」である。

#### (2) 本件処分2により実施機関が非開示とした部分について

実施機関は、本件処分2により非開示とした部分について、本件審査請求を受けて弁明書において開示・非開示の判断を見直しているが、当審査会で本件公文書2を見分したところ、実施機関が弁明書においても

非開示を維持するとした部分（以下「本件処分2非開示維持部分」という。）は、次表のとおりであると認められる。

資料の名称	本件処分2非開示維持部分
境界協定関係 経過書－1	昭和37. 8. 2行為者欄の氏名(ア) 昭和37. 8. 2事項欄の土地所有者の住所・氏名(イ) 47. 3. 2行為者欄の氏名(ア)
境界協定関係 経過書－2	54. 8. 21事項欄の境界確認申請代理人の氏名(エ) 55. 12. 8行為者欄の同行者の氏名(エ)
境界協定関係 経過書－3	56. 3. 6事項欄の3の立会人の土地家屋調査士の氏名(エ) 56. 3. 31事項欄問題点の2番目の○の氏名(ウ) 56. 3. 31事項欄疑問点の1番目の○1行目の氏名(ウ) 56. 3. 31事項欄疑問点の1番目の○3行目の氏名(ウ) 56. 11. 16行為者欄の氏名(ア)
境界協定関係 経過書－4	2重枠線内4行目の氏名2か所(エ) 2重枠線内5行目の氏名(エ) 2重枠線内6行目の氏名(エ) 59. 1. 23事項欄の面談した自治会長の氏名(エ) 59. 1. 23事項欄の面談した個人の氏名(エ) 59. 2. 16事項欄の打ち合わせに出席した法人の社員の氏名(エ) 60. 1. 25行為者欄の氏名(エ)
境界協定関係 経過書－5	9. 7. 17行為者欄の調査士の氏名(エ)
境界協定関係 経過書－7	平成10. 10. 22行為者欄の同行者の氏名(エ) 平成10. 10. 22事項欄の2番目の○の氏名(エ)
境界協定書(原本) の相違点－1	左欄中2Pの2行目の氏名(ウ) 左欄中2Pの4行目の氏名(ウ) 左欄中4Pの住所・氏名(ウ) 左欄中5Pの2行目の氏名(ウ) 左欄中5Pの4行目の氏名(エ) 左欄中5Pの5行目の住所(エ) 左欄中5Pの5行目の地番(住所の地番)(エ) 左欄中5Pの6行目の地番(住所の地番)(エ) 宇都宮土木事務所欄中2Pの2行目の氏名(ウ) 宇都宮土木事務所欄中2Pの3行目の氏名(ウ) 宇都宮土木事務所欄中4Pの住所・氏名(ウ)

	宇都宮土木事務所欄中5Pの2行目の氏名(ウ) 宇都宮土木事務所欄中5Pの3行目の氏名(エ) 宇都宮土木事務所欄中5Pの4行目の住所(エ)
境界協定書(原本) の相違点-2	左欄中5Pの4行目の住所・氏名(ウ) 左欄中5Pの6行目の住所・氏名(エ) 左欄中5Pの9行目の氏名(エ) 左欄中5Pの10行目の氏名(エ)

### (3) 本件処分2非開示維持部分に係る具体的な判断について

本件処分2非開示維持部分について、審査請求人は個別に言及していないが、実施機関は、条例第7条第2号に該当し、かつ同号ただし書きのいずれにも該当しないことは明らかであるとしていることから、以下、本件処分2非開示維持部分の非開示情報の該当性について検討する。

#### ア 条例第7条第2号本文該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれのあるものについては、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する情報を除き、これを非開示情報とする旨規定している。

本件処分2非開示維持部分は、いずれも個人の氏名、個人の住所・氏名、又は個人の住所の地番であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるであると認められるため、条例第7条第2号本文に該当する。

#### イ ただし書イについて

本件処分2非開示維持部分について、実施機関からの意見聴取及び資料提供によれば、以下の4つに分類することができる。

- (ア) 境界協定関係経過書の行為者欄に記載された行為者の氏名で、事項欄の該当箇所に土地の地番等が記載されているもの
  - (イ) 境界協定関係経過書の事項欄に記載された土地の所有者氏名及び住所
  - (ウ) 土地の地番の前後に記載された(当該土地の関係者である)個人の氏名又は氏名・住所
  - (エ) (ア)(イ)(ウ)以外の個人の氏名等
- (ア)(イ)(ウ)については、いずれも土地に関連した情報であるため、

登記簿を閲覧することにより確認できる情報であれば、条例第7条第2号ただし書イに規定する「法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開されることが予定されている情報」に該当する。

このうち、(ア)について実施機関は、行為者は「行為当時の登記簿上の名義人とは限らないため、公知の情報ではない」と主張している。確かに相続未登記の土地の境界確認申請は、登記簿上の所有者の相続人が行うと考えられ、また境界確認の立会いには登記簿上の所有者の家族が出席することもあるので、登記簿上の所有者と同一であるとは限らない。したがって(ア)の行為者の氏名について登記簿を閲覧することにより確認できる情報ではなく、公知の情報ではないことから、条例第7条第2号ただし書イには該当しないとした実施機関の判断は妥当である。

次に(イ)について実施機関は、「契約内容として記載された土地所有者の住所・氏名は、契約当時の登記簿上の記載と異なるため、公知の情報ではない」と主張している。実施機関によれば、当該土地は契約当時、相続未登記となっており、登記簿上に所有者として記載されているのは被相続人の氏名であるから、契約内容として記載された土地所有者の住所・氏名は、登記簿を閲覧することにより確認することはできない。したがって、(イ)は条例第7条第2号ただし書イには該当しないとした実施機関の判断は妥当である。

また(ウ)について実施機関は、「地番のみの記載では、土地を特定できないと考え、土地を特定できない以上、登記簿によって確認できる情報ではないことから、公知の情報ではないと判断した」と主張している。(ウ)は、市町名、字名とは別に土地の地番のみが独立して記載されたものであり、その前後に個人の氏名等が記載されている。その土地の登記簿を閲覧するためには、地番だけではなく、当該土地の所在する市町名や字名の情報が不可欠であるが、当該地番が本件公文書2の他の箇所にも明記された市名字名と同一地内のものであるか否かは不明であるため、土地を特定して登記簿を閲覧することは困難であることから、(ウ)について条例第7条第2号ただし書イには該当しないとした実施機関の判断は妥当である。

なお、(エ)については、個人の氏名等が土地の情報等から独立して記載されたものであり、公知の情報には該当しないため、条例第7条第2号ただし書イには該当しないと認められる。

#### ウ ただし書ロ及びただし書ハについて

条例第7条第2号ただし書ロ及び同号ただし書ハ該当性については、本件処分1の判断と同様である。

(4) 弁明書により実施機関が非開示を見直した部分について

実施機関が、本件処分2により非開示とした部分のうち、本件審査請求を受けて弁明書において開示・非開示の判断を見直して開示するとした部分（以下「本件処分2非開示見直し部分」という。）は、次表のとおりであると認められる。

資料の名称	本件処分2非開示見直し部分
回議書	回議書の表題に記載された法人名
境界協定関係 経過書－1	43. 12. 23行為者欄の法人名 43. 12. 23事項欄の売主の法人名及び法人住所
境界協定関係 経過書－2	54. 8. 21行為者欄の法人名 54. 8. 21事項欄の境界確認申請代理人の法人名 55. 12. 8行為者欄の同行者の法人代表者名 55. 12. 8行為者欄の同行者の法人名 55. 12. 8事項欄の面談後の記録の5番目の○の法人名
境界協定関係 経過書－3	昭和56. 3. 6行為者欄の協定を締結した法人名 昭和56. 3. 6事項欄の2の法人名 昭和56. 3. 6事項欄の3の法人名 56. 3. 31行為者欄の協定を締結した法人名 56. 3. 31事項欄の2行目の法人名 56. 3. 31事項欄の問題点中1番目の○の法人名 56. 3. 31事項欄の当時の状況中3番目の○の法人名
境界協定関係 経過書－4	2重枠線内1行目の再協議申入れ先の法人名 2重枠線内主張している法人名 59. 2. 16事項欄の出席者の法人名 60. 1. 25事項欄の1番目の○の法人名 60. 1. 25事項欄の2番目の○の法人名 60. 1. 25事項欄の●印の1行目の法人名及び法人代表者名 60. 1. 25事項欄の●印の4行目の法人名及び法人代表者名
境界協定関係 経過書－5	9. 4. 5行為者欄の法人代表者名 6. 2行為者欄の法人代表者名 6. 17行為者欄の法人代表者名 6. 23行為者欄の法人代表者名

	7. 11事項欄の職員が訪問した法人代表者名 7. 11〔理由〕の3行目の法人代表者名 7. 11〔理由〕の4行目の法人名 7. 11〔理由〕の5行目の法人名 7. 17行為者欄の法人代表者名
境界協定関係 経過書－6	平成9. 9. 4行為者欄の法人代表者名 10月初行為者欄の法人代表者名
境界協定関係 経過書－7	平成10. 10. 22行為者欄の法人代表者名 平成10. 10. 22事項欄の2番目の○印の法人名 11. 12行為者欄の法人代表者名 11. 16行為者欄の法人代表者名
境界協定関係 経過書－8	11. 25事項欄の1行目の法人代表者名
境界協定書(原本) の相違点－1	上欄左側の法人名
境界協定書(原本) の相違点－2	上欄左側の法人名

#### (5) 本件処分2非開示見直し部分に係る具体的な判断について

本件処分2非開示見直し部分は、いずれも法人の住所・法人名称及び法人代表者の氏名であり、これら法人等の情報について、審査請求人は個別に言及していないが、実施機関は、原処分において条例第7条第3号イに該当するとして非開示としたところ、弁明書において判断を見直し、すべて開示すると判断していることから、以下、本件処分2非開示見直し部分の非開示情報の該当性について検討する。

##### ア 条例第7条第3号イ該当性について

条例第7条第3号イは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（以下「法人不利益情報」という。）については、同号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開が必要と認められる情報」を除き、非開示とする旨規定している。この場合、公開することにより、当該法人等の権利利益を害するおそれがあるかどうかは、客観的に判断するものであるが、当該情報の内容のみでなく、法人等の性格、目的、事業活動における当該情報の位置付け等を考慮し判断する必要があり、この判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法

的保護に値する蓋然性が求められる。

本件処分2非開示見直し部分に記載される法人等に関する情報は、以下の3種類である。

- (ア) 境界協定の一方当事者である法人の名称、住所及び代表者の氏名
- (イ) (ア)の法人に境界協定に係る土地を売却した法人の名称及び住所
- (ウ) 境界協定に係る測量を実施した法人の名称

これらは、いずれも公開しても当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する具体的なおそれはないと認められることから、条例第7条第3号イには該当せず、弁明書において開示すべきとした実施機関の判断は妥当である。

#### 4 本件処分3について

##### (1) 本件公文書3の性質について

本件公文書3は、栃木県庁土木部用地課で昭和59年2月16日に開催された打ち合わせに参加した宇都宮土木事務所職員が、打ち合わせの内容を上司に報告するために作成した復命書である。この打ち合わせは、審査請求人と県が昭和56年に結んだ境界協定書について、当時の状況を把握するために行われたもので、当時、境界協定書の測量、及び県管理の道路を挟んだ隣接地所有者の土地を分筆するための測量を実施した土地家屋調査士を出席させて実施されている。

##### (2) 本件処分3により実施機関が非開示とした部分について

実施機関は、本件処分3により非開示とした部分について、本件審査請求を受けて弁明書において開示・非開示の判断を見直しているが、当審査会で本件公文書3を見分したところ、実施機関が弁明書においても非開示を維持するとした部分（以下「本件処分2非開示維持部分」という。）は、次表のとおりであると認められる。

資料の名称	本件処分3非開示維持部分
復命書1枚目	出席者欄中の出席者の氏名(イ) (会議の内容) 2 土地所有者の氏名(ア) (会議の内容) 2(1)立会者の氏名(イ) (会議の内容) 2(2)土地所有者の氏名(イ)
復命書2枚目	(会議の内容) ◎印4行目の県道用地残地所有者の氏名(イ) (会議の内容) ◎印6行目の道路委員長の氏名(イ) (会議の内容) ◎印9行目の申請者の氏名(イ) (会議の内容) ◎印10行目の申請者の氏名(イ)



### (3) 本件処分3非開示維持部分に係る具体的な判断について

本件処分3非開示維持部分について、審査請求人は個別に言及していないが、実施機関は、条例第7条第2号に該当し、かつ同号ただし書きのいずれにも該当しないことは明らかであるとしていることから、以下、本件処分3非開示部分の非開示情報の該当性について検討する。

#### ア 条例第7条第2号本文該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれのあるものについては、同号ただし書きイ、ロ又はハに該当する情報を除き、これを非開示情報とする旨規定している。

本件処分3非開示維持部分は、いずれも個人の氏名であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められるため、条例第7条第2号本文に該当する。

#### イ ただし書きイについて

本件処分3非開示維持部分は、実施機関からの意見聴取及び資料提供によれば、以下の2つに分類することができる。

- (ア) 土地の地番の前に記載された(当該土地の所有者である)個人の氏名(復命書1枚目(会議の内容)2土地所有者の氏名が該当)
- (イ) (ア)以外の個人の氏名

(ア)については、土地に関連した情報であるため、登記簿を閲覧することにより確認できる情報であれば、条例第7条第2号ただし書きイに規定する「法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開されることが予定されている情報」に該当するが、実施機関は、「地番のみの記載では、土地を特定できないと考え、土地を特定できない以上、登記簿によって確認できる情報ではないことから、公知の情報ではないと判断した」と主張している。

(ア)は、市町名、字名とは別に記載された土地の地番の前に所有者個人の氏名が記載されているが、当該地番の土地は、本件公文書3の他の箇所に明記された市名字名と同一地内に所在するものとは限らないため、土地を特定して登記簿を閲覧することは困難である。したがって登記簿を閲覧することにより確認できる情報とは言いがたく、条例第7条第2号ただし書きイには該当しないとした実施機関の判断は妥当である。

なお、(イ)については、個人の氏名が土地の情報等から独立して記載されたものであり、公知の情報には該当しないため、条例第7条第2号ただし書イには該当しないと認められる。

#### ウ ただし書ロ及びただし書ハについて

条例第7条第2号ただし書ロ及び同号ただし書ハ該当性については、本件処分1の判断と同様である。

#### (4) 弁明書により実施機関が非開示を見直した部分について

実施機関が、本件処分3により非開示とした部分のうち、本件審査請求を受けて弁明書において開示・非開示の判断を見直して開示とした部分（以下「本件処分3非開示見直し部分」という。）は、次表のとおりであると認められる。

資料の名称	本件処分3非開示見直し部分
復命書1枚目	出席者欄中の出席した法人名 (会議の内容) 2の1行目の法人名 (会議の内容) 2の2行目の法人名 (会議の内容) 2◎印の概要説明した法人名 (会議の内容) 2(2)の法人名
復命書2枚目	(会議の内容) ◎2行目の法人名 (会議の内容) ◎3行目の協定図面を所有している法人名 (会議の内容) ◎6行目の再確認を申し入れた先の法人名

#### (5) 本件処分3非開示見直し部分に係る具体的な判断について

本件処分3非開示見直し部分は、いずれも法人の住所、法人名称及び法人代表者の氏名であり、これら法人等の情報について、審査請求人は個別に言及していないが、実施機関は、原処分において条例第7条第3号書イに該当するとして非開示としたところ、弁明書において判断を見直し、すべて開示すると判断していることから、以下、本件非開示部分の非開示情報の該当性について検討する。

#### ア 条例第7条第3号イ該当性について

本件処分3非開示見直し部分について、実施機関は、原処分においては、条例第7条第3号イの規定に該当するものとして、本件処分3非開示見直し部分を非開示としたが、第5 3(5)ア同様、弁明書において、公開することにより法人等の権利利益を害するおそれがあるか

について、当該情報の内容のみでなく、法人等の性格、目的、事業活動における当該情報の位置付け等を考慮して客観的に判断した結果、法人等の権利利益を害する具体的なおそれはなく、法的保護に値する蓋然性が極めて低いとして、条例第7条第3号イ該当性を否定している。

本件公文書3非開示見直し部分に記載される法人等に関する情報は、境界協定の一方当事者である法人の名称及び境界協定に係る測量を実施した法人の名称であり、いずれも公開しても当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する具体的なおそれはないと認められることから、条例第7条第3号イには該当せず、弁明書において開示すべきとした実施機関の判断は妥当である。

## 5 本件処分4について

### (1) 本件公文書4の性質について

本件公文書4は、宇都宮市が国道408号に隣接する土地の地図訂正及び土地の保存登記をするために同年3月10日付けで提出した境界同意願いについての回議書及びその添付書類である。添付書類には、宇都宮市長がこれに先だって平成26(2014)年2月14日付けで提出した同地の境界確認申請に係る書類が含まれており、参考資料として、宇都宮市が地図訂正を登記するための原因証書として準備した判決書が添付されている。本件公文書4のうち1枚目、2枚目、10枚目は県が作成したものだが、それ以外は、判決書を含め、宇都宮市が提出してきたものである。

### (2) 判決書の条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれのあるものについては、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する情報を除き、これを非開示情報とする旨規定している。

この点、判決書については、記載された個人情報伏せれば特定の個人を識別することができる情報には該当しないため、全体としては条例第7条第2号に規定する非開示情報には該当しない。

### (3) 本件処分4により実施機関が非開示とした部分について

実施機関は、本件処分4により非開示とした部分について、本件審査請求を受けて弁明書において開示・非開示の判断を見直しているが、当

審査会で本件公文書4を見分したところ、実施機関が弁明書においても非開示を維持するとした部分（以下「本件処分4非開示維持部分」という。）は、次表のとおりであると認められる。

資料の名称	本件処分4非開示維持部分
境界同意書 (4枚目)	〇〇〇〇の割印及び署名欄の印影(イ) 〇〇〇〇〇の割印及び署名欄の印影(イ) 2の〇〇〇〇の住所(ア) 2の〇〇〇〇〇の住所(ア)
境界同意図 (5枚目)	〇〇〇〇の割印の印影(イ) 〇〇〇〇〇の割印の印影(イ)
国有地に隣接する 土地所有者一覧表 (17枚目)	隣接民有地所有者〇〇〇〇の住所(ア) 隣接民有地所有者〇〇〇〇〇の住所(ア) 隣接民有地所有者〇〇〇〇の電話番号(イ) 隣接民有地所有者〇〇〇〇〇の電話番号(イ)
立会の時作成 した実測図 (27枚目)	土地家屋調査士の氏名(イ)
現況測量図 (28枚目)	土地家屋調査士・行政書士の住所、氏名、電話番号 及び印影(イ)
判決書(1枚目)	判決言渡の日付(1行目)(ウ) 所有権確認等請求事件(甲事件)の事件番号(ウ) 所有権確認等請求事件(乙事件)の事件番号(ウ) 所有権確認等請求事件(丙事件)の事件番号(ウ) 甲・丙事件原告・乙事件被告の住所・氏名(イ) 甲事件被告の住所・氏名(イ) 丙事件被告の2名の住所・氏名(イ)
判決書(2枚目)	甲事件被告の氏名(17行目)(イ) 甲事件被告の氏名(20行目)(イ)
判決書(3枚目)	甲事件被告の氏名(2行目)(イ) 丙事件被告の2名の氏名(3行目)(イ) 甲事件被告の氏名(4行目)(イ) 原告の父の訴外者氏名(13行目)(イ) 原告の父の訴外者氏名、死亡年月日(19行目)(イ) 原告の母の訴外者氏名(21行目)(イ) 被告の氏名(下から2行目)(イ) 被告の氏名(下から1行目)(イ)

判決書（４枚目）	証人の２人目の氏名（５行目）(イ) 甲事件被告の氏名（５行目）(イ) 甲事件被告の氏名（９行目）(イ) 甲事件被告の氏名（１０行目）(イ) 甲事件被告の氏名（１１行目）(イ) 丙事件被告の氏名（１２行目）(イ) 丙事件被告の氏名（１３行目）(イ) 甲事件被告の氏名（２０行目）(イ) 甲事件被告の氏名（２１行目）(イ)
判決書（６枚目）	訴外者の氏名（４行目）(イ)
判決書（７枚目）	訴外者の氏名（１４行目）(イ)
判決書（８枚目）	甲事件被告の氏名（５行目）(イ) 甲事件被告の氏名（７行目）(イ)
判決書（１１枚目）	口頭弁論終結の日付(ウ)
判決書（１３枚目）	現況測量図中の土地家屋調査士・行政書士の住所、 氏名、電話番号及び印影(イ)
判決書（１５枚目）	判決書の正本証明の日付(ウ)

#### (4) 本件処分４非開示維持部分に係る具体的な判断について

本件処分４非開示維持部分について、審査請求人は個別に言及していないが、実施機関は、条例第７条第２号に該当し、かつ同号ただし書きのいずれにも該当しないことは明らかであるとしていることから、以下、本件処分４非開示部分の非開示情報の該当性について検討する。

##### ア 条例第７条第２号本文該当性について

条例第７条第２号は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれのあるものについては、同号ただし書き、ロ又はハに該当する情報を除き、これを非開示情報とする旨規定している。

実施機関からの意見聴取及び資料提供によれば、本件処分４非開示維持部分は、次の３つに分類することができる。

##### (ア) 氏名が開示されている土地所有者の住所

(イ) (ア)以外の個人の住所及び個人の氏名、電話番号、印影等

(ウ) 判決書に記載された事件番号及び判決に係る日付

(ア)(イ)の個人の住所、氏名、電話番号、印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、条例第7条第2号本文に該当する。

(ウ)のうち事件番号は、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第91条に規定される閲覧制度(以下「閲覧制度」という。)を利用して裁判所において訴訟記録の閲覧を請求する場合、閲覧対象の特定するために必要な情報である。事件番号を知ることにより、事件を特定し、当該事件の訴訟記録を閲覧することが可能となり、当該訴訟記録に記載された原告や被告である個人を特定できることから、事件番号は個人に関する情報であって、個人を識別することができるものに該当する。

また、(ウ)のうち判決に係る日付(判決言渡の日付等)は、仮に開示した場合、事件番号が不明であっても、他の情報と照合することにより、事件番号の特定性が格段に高まる情報である。事件番号を特定することができれば、閲覧制度を利用して当該事件の訴訟記録を閲覧し、当該訴訟記録に記載された原告や被告である個人を特定できることになるのだから、事件番号同様、判決に係る日付についても、個人に関する情報であって、個人を識別することができるものに該当する。

#### イ ただし書イについて

本件処分4非開示維持部分の一部は、判決書に記載された情報である。これらについては閲覧制度の対象であるが、訴訟記録の閲覧は、当該当事者の申立により、裁判所の決定によって閲覧が当事者に限定される場合もあり、裁判所において閲覧請求が可能であることをもって、一概に条例第7条第2号ただし書イに規定する「法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当するとは認められない。

そこで、上記ア(ア)(イ)(ウ)の分類に基づき、個別の非開示維持部分ごとに、その他の点での第7条第2号ただし書イ該当性について、検討を行う。

ア(ア)について実施機関は、「所有者の氏名は登記情報と同様であるため開示としたが、住所は登記情報と異なっていたため、非開示とした」と主張している。本件公文書4に記載された所有者の住所が、登記簿上に記載された住所と同一であれば、登記簿を閲覧することにより確認できるため、公知の情報と判断できるが、異なっていた場合は公知の情報とはいえない。したがって(ア)は条例第7条第2号ただし書イには該当しないと認められる。

次に、ア(イ)については、土地の情報等から独立して記載された個人の住所、氏名は登記情報により確認することはできず、また、電話番号や印影については登記情報ではないため、いずれも公知の情報とはいえないことから、条例第7条第2号ただし書イには該当しないと認められる。

またア(ウ)については、公益性の高い裁判例で、裁判所のホームページ上で公表されている場合は公知の情報に該当するが、当審査会が確認したところ、判決書に係る民事訴訟は、裁判所ホームページ上で公表されている裁判例に含まれておらず、したがってア(ウ)は、公知の情報には該当しないため、条例第7条第2号ただし書イには該当しないと認められる。

#### ウ ただし書ロ及びただし書ハについて

条例第7条第2号ただし書ロ及び同号ただし書ハ該当性については、本件処分1の判断と同様である。

#### (5) 本件処分4非開示見直し部分に係る具体的な判断について

本件処分4非開示見直し部分は、上記(3)の本件処分4非開示維持部分を除く判決書全体である。上記(1)で述べたとおり、判決書全体としては条例第7条第2号に規定する非開示情報には該当しないため、本件処分4非開示見直し部分について、弁明書において開示すべきとした実施機関の判断は妥当である。

なお、判決書には、訴訟の一方当事者である法人の住所、名称及び代表者の氏名が記載されている箇所があるが、これらの法人等に関する情報は、公開しても当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する具体的なおそれはないと認められることから、条例第7条第3号イには該当しないため、開示は妥当である。

#### 6 その他審査請求人の主張について

審査請求人の主張1は、「本件処分は、情報収集活動が公権力によって妨げられないという日本国憲法第21条の規定に違反しており、違法である」というものである。審査請求人は、憲法21条が保証する「表現の自由」から導かれる「知る権利」を基に、上記のように主張しているものと考えられる。

しかしながら、行政機関としての実施機関は、条例を所与のものとしてこれを誠実に執行すべき立場にあり、条例に従って開示・非開示の判断をした上で本件処分1～4を行っているのだから、処分自体に違法性は認められない。

## 7 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。



## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30(2018)年7月26日	・ 諮問庁から諮問書を受理
平成30(2018)年9月21日 (第16回審査会第1部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
平成30(2018)年10月19日 (第17回審査会第1部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 審議
平成30(2018)年11月21日 (第18回審査会第1部会)	・ 審議
平成30(2018)年12月14日 (第19回審査会第1部会)	・ 審議

## 栃木県行政不服審査会第1部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
秋 山 伸 恵	医師	
黒 田 葉 子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
島 蘭 佐 紀	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学地域デザイン科学部 学部長	部会長